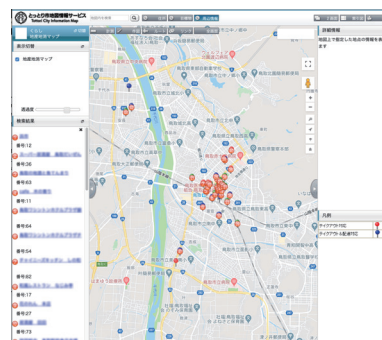


## 鳥取市「地産地消の店」 地図情報サービスが完成しました！

問 本庁舎経済・雇用戦略課  
☎ 0857-30-8282 ☎ 0857-20-3947

鳥取市「地産地消の店」をご存知ですか？鳥取市では、地元で生産された食材を使用する市内の飲食店を、鳥取市「地産地消の店」として認定しています。

この度、「地産地消の店」認定店が一目でわかるマップを作成しました。認定店をクリックすると、店舗情報のほか、テイクアウト・配達の情報も掲載されています。ぜひこのマップをご活用いただき、地元の料理が食べられる、鳥取市「地産地消の店」をご利用ください。



とっとり市地図情報サービス

鳥取市地図情報サービスは、QRコードを読み取るか、本市公式ホームページから「地産地消の店」と検索し、ページ内のとっとり市地図情報サービス【鳥取市「地産地消の店」】をご覧ください。



## 鳥取市の海水浴場

問 本庁舎観光・ジオパーク推進課  
☎ 0857-30-8292 ☎ 0857-20-3947

新型コロナウイルス感染防止対策をして海水浴を楽しみましょう！

■鳥取砂丘海水浴場 7月18日(土)～8月23日(日)

問 (株)サンドヒルズ商事  
☎ 0857-22-8348 (砂丘フレンド)

■小沢見海水浴場 7月19日(日)～8月23日(日)

問 小沢見観光協会  
☎ 0857-59-6007 (プチリゾート小沢見 竜宮城)

### 【海水浴場の事故に遭わないための注意事項】

- ・十分な準備運動をしましょう
- ・飲酒後の遊泳はやめましょう
- ・子どもから目を離さないようにしましょう
- ・流されたり溺れた人を発見したときは、周囲の人に助けを求めてください。

## サマージャンボ宝くじ発売！

問 鳥取県市町村振興協会 ☎ 0857-29-3184

発売期間 7月14日(火)～8月14日(金)

サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりのために活用されています。

県内の宝くじ販売実績などに応じて収益金が配分されますので、県内での購入をお願いします。

## 後期高齢者医療制度

問 本庁舎保険年金課  
☎ 0857-30-8225 ☎ 0857-20-3906

保険料額が決定しました。保険料の納入通知書は、7月中旬に被保険者のみなさんにお送りします。

### ■口座振替への変更（振替は7月から翌年2月）

申し込みは、本庁舎13番窓口または各総合支所でペイジー口座振替受付サービス（キャッシュカードでの口座振替手続）をご利用いただくか、ご利用の金融機関へ、通帳・届出印・納入通知書を持参して申し込んでください。

これまで国民健康保険料を口座振替で納付されていても自動的に継続されません。新たに届出が必要です。

### ■被保険者証の更新

現在の被保険者証の有効期限は7月31日です。7月半ばから月末にかけて、8月1日から1年間有効の新しい被保険者証を送付します。

### ■限度額適用・標準負担額減額認定証と現役並み所得者の限度額適用認定証の更新および交付

非課税世帯の人が対象となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」と、現役並み所得者で本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が690万円未満の人が対象となる「限度額適用認定証」の有効期限も被保険者証と同じ7月31日です。

### (1) 現在お持ちの人

現在、認定証をお持ちで、適用区分が該当と確認できた人には、8月1日から1年間有効の新しい認定証を被保険者証に同封して送付します。

※窓口での更新手続きは不要です。

### (2) 新たに手続きする人

非課税世帯または、現役並み所得者で本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が690万円未満の人に該当し、認定証が必要な人は、次のものを持参のうえ本庁舎13番窓口または各総合支所市民福祉課へ申請してください。

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②マイナンバーのわかるもの（通知カードなど）
- ③認め印
- ④代理申請の場合は、代理人の本人確認ができるもの

## 介護保険料・後期高齢者医療保険料は普通徴収から始まります

問 (介護保険料) 本庁舎長寿社会課  
☎ 0857-30-8212 ☎ 0857-20-3906  
問 (後期高齢者医療保険料) 本庁舎保険年金課  
☎ 0857-30-8225 ☎ 0857-20-3906

介護保険料\*は満65歳、後期高齢者医療保険料は満75歳になった時から賦課されます。当初は年金から天引き（特別徴収）されず、納付書によりお支払いいただく普通徴収で始まりますので、忘れず納期限までにお支払いください。

※第1号被保険者の保険料に限ります。第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の保険料は加入している医療保険料と一緒に徴収されます。

## 令和2年度の介護保険料

問 本庁舎長寿社会課 ☎ 0857-30-8212 ☎ 0857-20-3906、各総合支所市民福祉課 (☎ 14 ページ)

65歳以上の人の介護保険料は、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定にあわせて3年ごとに見直しを行っています。平成30年度から3年間の計画において、計画期間中に必要となる保険給付に係る費用の見込み量などを算定し、それに基づき下表のと

おり保険料を改定しています。また、令和2年度は令和元年度に引き続き、消費税を公費へ投入することで低所得者の介護保険料の負担軽減を実施しているため、保険料の一部改定を行っています。

### 【所得段階別の介護保険料】

保険料段階	対象者	年間保険料	
1	本人が市民税非課税 世帯全員が 市民税非課税	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が80万円以下	23,400円(35,100円)
2		本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が120万円以下	39,000円(48,750円)
3		本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が120万円超	54,600円(58,500円)
4	本人が市民税非課税 いる世帯に 市が民	本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が80万円以下	66,300円
5 (基準)		本人の前年の合計所得金額等と公的年金等収入額の合計が80万円超	78,000円
6		本人の前年の合計所得金額が120万円未満	93,600円
7		本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	105,300円
8		本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	128,700円
9	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	144,300円
10		本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	156,000円
11		本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満	163,800円
12		本人の前年の合計所得金額が800万円以上	171,600円

※太字は、消費税率の引き上げにより実施された低所得者の介護保険料の負担軽減による保険料の改定額。( )内は、改定前年間保険料。

### 【令和2年度の介護保険料】

#### ■納付方法

年金からの徴収（特別徴収）が基本ですが、納付書による納付（普通徴収）や、両方による徴収（併用徴収）の場合があります。なお、希望により特別徴収を中止して、普通徴収に変更することはできません。

#### ■令和2年度に65歳になる人の介護保険料

65歳の誕生日の前日が属する月の介護保険料から、一人一人が本市に直接お支払いいただきます。65歳になってから約1年程度は普通徴収（納付書または口座振替）でのお支払いとなり、介護保険料の特別徴収が開始される際には通知しますので、それまでの間、普通徴収でのお支払いにご協力をお願いします。

#### ■減免・軽減制度

災害、病気、失業など特別な事情により一時的に保険料を支払えない場合は、申請により徴収猶予または減免を受けることができます。また、低所得の人に対しては、軽減制度がありますので、長寿社会課までご相談ください。

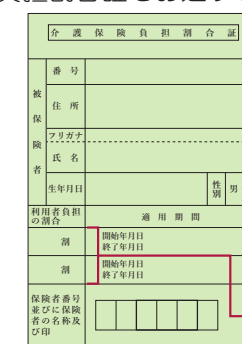
#### ■介護保険料を納めないでいると

納期を過ぎた保険料には督促手数料や延滞金がかか

ります。特別な事情がない限り、滞納期間に応じて制限を受けることとなります。

#### 【今年から介護保険負担割合証の色が変わります】

介護サービス費の利用者負担の割合（1～3割）は、7月中旬に要支援・要介護認定を受けている人と、事業対象者に該当する人全員にお送りする「介護保険負担割合証」でご確認ください。例年負担割合証の色は紫でしたが、7月中旬にお送りする分から黄緑になります。なお、介護保険負担割合証の有効期間は8月から翌年7月までの1年間です。毎年7月に新しい介護保険負担割合証をお送りします。



被保険者番号、住所、氏名、生年月日などが記載されます。

有効期間は8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

利用者負担の割合（1～3割）が記載されます。